

宇和島市教育委員会会議録

令和8年4月定例会

令和8年4月24日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和8年4月定例会 会議録

1. 開会日時 令和8年4月24日（金） 午後4時00分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長） 山村 由美
教育委員）中島 玲子、浅井 敬司、田村 裕子、
佐竹 克哉、田中 広興
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 木原 義文、教育総務課長 西本 友美、
学校教育課長 中山 総大、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 笠松 美和、伊達博物館長 橋本 宏司、
人権啓発課長 首藤 将文、学校給食センター所長 竹村 公宏、
教育総務課課長補佐 土居 弘、同課総務係長 島瀬 孫幸、
同課総務係主任 三原 圭祐
6. 付議事件
報告第4号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則)
報告第5号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則)
報告第6号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育委員会事務局職員の職名等に関する規則の一部を改
正する規則)
報告第7号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立学校運営協議会委員の任命について)
報告第8号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市社会教育委員の委嘱について)
報告第9号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について)
報告第10号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立図書館協議会委員の任命について)
報告第11号 専決処分した事件の承認について

(宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について)

報告第 12 号 専決処分した事件の承認について

(宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について)

議案第 16 号 宇和島市教育委員会委員定数条例を廃止する条例

7. 説明及び報告事項

- (1) 宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
- (2) 宇和島市特色ある学校づくり推進事業実施要綱
- (3) 宇和島市部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令
- (4) 宇和島市立学校教職員が宇和島市認定地域クラブ活動に従事する場合における兼職兼業の許可に関する要綱
- (5) 宇和島市地域クラブ活動の認定に関する要綱
- (6) 宇和島市認定地域クラブにおけるコミュニティコーチの配置に関する要綱
- (7) 宇和島市スポーツ施設使用料の減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

8. 会議概要

(1) 会議成立の報告

○教育総務課長

教育長及び在任委員の過半数が出席されており、定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは教育長、議事進行をよろしくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告（午後 4 時 00 分）

◎教育長

皆様、こんにちは。それでは、ただいまから令和 8 年度 4 月定例教育委員会会議を開会いたします。

新年度がスタートして二十日あまり。各学校、新しい組織で教育活動が行われています。私たち教育委員会も新たなメンバーでのスタートとなりました。

その教育委員会におけるグランドデザイン令和 8 年度版を 4 ページにお示ししています。グランドデザインとは、簡単に言うと、大きな方向性と全体像を示したものです。教育委員会を見える化する方法の一つとして、昨年度から作成しています。

宇和島市教育大綱に示された目指す教育の姿である「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を目指し、各課で教育事業を行っています。

「教育長・教育委員」の欄を見ていただくと、三つのキーワードを掲げています。常に自己研鑽を忘れずに励んでいくこと、活動や取り組みを広く発信することが重要だと考えます。市民の皆様は教育の現状や方向性を正しく知っていただき、共感と協力を得ることが、子どもたちのより豊かな未来につながると考えています。

中段から下には、私が絶えず意識しているキーワードを記しています。学校・家庭・地域のあらゆる世代と様々な分野の人々が一体となった ALL 宇和島の共育に努めてまいります。

また、どの課においても、重要案件や課題を抱えた案件がありますので、職員で協力しながら丁寧に進めてまいります。教育委員会の中だけは完結できないこともありますので、他部局の皆様とも、連携協力しながら、教育行政を進めてまいりたいと思います。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

教育長報告につきましては、資料 2 ページから 3 ページをご覧ください。報告にかえさせていただきます。

以上ですが、質問・意見等ございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

議事に入ります前に、少しお時間をいただきます。令和 8 年 4 月 1 日より、教育総務課 西本課長、人権啓発課 首藤課長、学校給食センター 竹村所長の 3 名が、新たに着任しております。

それぞれ、簡単に着任の挨拶をお願いいたします。

○教育総務課長

着任の挨拶を行う。

○人権啓発課長

着任の挨拶を行う。

○学教給食センター所長

着任の挨拶を行う。

(3) 付議事件

◎教育長

本日の議案ですが、報告第 7 号から第 12 号までは、人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員ですので、報告第 7 号から第 12 号までは、非公開で審議します。

それでは、議事に入ります。

報告第 4 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、資料 5 ページをご覧ください。

報告第 4 号「専決処分した事件の承認について」です。宇和島市教育委員会事務

委任規則の一部を改正する規則について、専決第4号として4月1日付けで専決処分いたしましたので、報告するものです。

7ページをご覧ください。改正内容につきましては、令和8年3月31日を以て宇和島市立宇和津幼稚園が閉園したことに伴い、市内全ての幼稚園が閉園となりましたので、本文中から「幼稚園園長」の文言を削除するものです。

説明は以上です。ご承認いただきますようお願いいたします

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「報告どおり承認」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「報告どおり承認」します。

次に、報告第5号について、事務局説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、資料8ページをご覧ください。

報告第5号「専決処分した事件の承認について」です。宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、専決第5号として4月1日付けで専決処分いたしましたので、報告するものです。

10ページから15ページまでが新旧対照表となっており、今回の改正は、新たな事務分掌の追加など各課の分掌事務の修正追記が主なものとなっているほか、文言の修正など所要の改正を行っております。

説明は以上です。ご承認いただきますようお願いいたします。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「報告どおり承認」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「報告どおり承認」します。

次に、報告第6号について、事務局説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、資料16ページをご覧ください。

報告第6号「専決処分した事件の承認について」です。宇和島市教育委員会事務局職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について、専決第6号として4月1日付けで専決処分いたしましたので、報告するものです。

18ページをご覧ください。改正内容につきましては、報告第4号と同じになりますが、宇和島市立宇和津幼稚園が閉園したことに伴い、本文中から「幼稚園職員」、「園長」の文言を削除するものです。

説明は以上です。ご承認いただきますようお願いいたします。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「報告どおり承認」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「報告どおり承認」します。

次に、議案第16号について、事務局説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、資料53ページをご覧ください。

議案第16号「宇和島市教育委員会委員定数条例を廃止する条例」についてです。令和8年6月30日をもって、浅井委員の任期が満了することから、条例を廃止しようとするものです。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

◎教育長

ここからは非公開議案を審議します。

報告第7号を上程する。

<報告第7号>

専決処分した事件の承認について

(宇和島市立学校運営協議会委員の任命について)

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課長

宇和島市立学校運営協議会委員の任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員（本件の関係者の委員2名を除く）

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第8号を上程する。

<報告第8号>

専決処分した事件の承認について

(宇和島市社会教育委員の委嘱について)

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第9号を上程する。

<報告第9号>

専決処分した事件の承認について

(宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について)

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 10 号を上程する。

<報告第 10 号>

専決処分した事件の承認について

(宇和島市立図書館協議会委員の任命について)

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立図書館協議会委員の任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 11 号を上程する。

<報告第 11 号>

専決処分した事件の承認について

(宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について)

◎教育長

説明を求める。

○文化・スポーツ課長

宇和島市スポーツ推進委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 12 号を上程する。

<報告第 12 号>

専決処分した事件の承認について

(宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について)

◎教育長

説明を求める。

○伊達博物館長

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、「説明及び報告事項」に移ります。

説明及び報告事項「(1) 宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、資料 56 ページをご覧ください。

「宇和島市教育委員会事務決裁規程」につきまして、4 月 1 日付けで改正を行いましたので、報告するものです。

66 ページまでが新旧対照表となっておりますが、今回の改正は、先ほどご承認いただいた、報告第 5 号「宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」により所掌事務が改正されましたので、それに伴う改正を行っているほか、所要の改正を行ったものです。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

続いて、説明及び報告事項「(2) 宇和島市特色ある学校づくり推進事業実施要綱」について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

資料 67 ページをご覧ください。

「宇和島市特色ある学校づくり推進事業実施要綱」についてご説明いたします。

これまでも各小中学校における教育活動の中で実施されてきた「特色ある学校づくり推進事業」と「学校自主企画事業」の類似する 2 事業を統合し、新たに要綱を定めるものです。

既存の「特色ある学校づくり推進事業」は、豊かな人間性や生きる力を育むことを目的として、児童・生徒及び地域の特性を生かした活動を対象とする事業で、総合的な学習の時間、生活科及び外国語活動において、福祉学習や地域学習などの体験活動、交流活動などを行うものです。

また、学校自主企画事業は、児童・生徒の判断力、表現力や創造力を育成することを目的として、学校が独自に企画する教育活動を対象とする事業で、教材購入、外部講師による研修で、児童・生徒の育成に資するものとしており、いずれも原則、学校行事は対象外としております。

これら既存 2 事業の要素を盛り込み、「地域とともにある学校独自の取り組みを後押しするための新たな事業」として拡充を図ってまいります。

事業新設の効果として、「コミュニティスクールとしての活動推進」、「事業の垣根を超えた柔軟な事業の実施」、「教員の事務負担軽減」などが期待できます。

なお、各校における本事業の実施計画は、ぜひとも学校運営協議会の場で共有され、共に学校を創る地域の皆様の思いを含んだものとなることが望ましいのではないかと考えております。

当要綱の制定に関する説明は以上になります。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

続いて、説明及び報告事項「(3) 宇和島市部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令」について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

資料 76 ページをご覧ください。

「宇和島市部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱」についてご説明いたします。

令和 7 年 12 月 25 日に、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが発表されました。急激な少子化の中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが部活動改革の主目的であり、地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を

継承・発展させつつ、新たな価値の創出が重要とされています。

そのため、学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくという意味から「地域移行」という名称が「地域展開」に変更されました。

これを受け、宇和島市部活動地域移行検討委員会においても、令和8年度より名称をすべて地域「展開」へ改めることとし、要綱の一部を改正しようとするものです。

今年度も引き続き、各中学校長をはじめとする委員を中心に、子供たちが将来にわたり広くスポーツ・文化活動に親しむことが出来る環境を整備する、という部活動地域展開の目的のため、検討を重ねてまいります。

当要綱の改正に関する説明は以上になります。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

続いて、説明及び報告事項「(4) 宇和島市立学校教職員が宇和島市認定地域クラブ活動に従事する場合における兼職兼業の許可に関する要綱」について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

資料 78 ページをご覧ください。

「宇和島市立学校教職員が宇和島市認定地域クラブ活動に従事する場合における兼職兼業許可に関する要綱」についてご説明いたします。

部活動の地域展開に際し、教職員が認定地域クラブ活動に従事する場合における兼職兼業を円滑に許可するため、新たに要綱を制定するものです。

この要綱は、文化・芸術やスポーツの指導を希望する教職員が、その経験や技能を地域で発揮できる環境を整備することを目的としています。

認定地域クラブ活動への兼職兼業を認めるにあたっては、教員としての勤務時間中の活動禁止や、超過勤務時間の上限設定など、本来の職務に支障を及ぼさないことを要件とする厳格な基準を設けています。また、申請手続きや健康管理に関する規定を設け、公務の適正性を確保します。さらに報酬の受領や管理についても指定し、透明性を担保します。

部活動の地域展開を担う貴重な人材として、教職員がその専門性を地域社会で活かせる環境が生まれることは、子どもたちの活動機会が増えることにもつながります。また、地域における文化芸術・スポーツ活動が活性化し、部活動顧問の負担軽減にも資するため、学校運営全体の効率化及び生徒の多様な活動選択肢の拡大が期待されます。

当要綱の制定に関する説明は以上になります。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

続いて、説明及び報告事項「(5) 宇和島市地域クラブ活動の認定に関する要綱」について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

資料 86 ページをご覧ください。

「宇和島市認定地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱」についてご説明いたします。

文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、競技力向上を主目的としたクラブチーム、スクール等との区別や質の担保のため、本市独自に「地域クラブ活動の認定」を行う仕組みを構築するための要綱を、新たに制定するものです。

地域展開の目的は、学校部活動が担ってきた教育的意義を地域において継承・発展させ、希望する生徒たちが主体的に活動に参加できる環境を整備することで、幅広い活動機会を保障し、生涯にわたる豊かなスポーツ・文化芸術活動への関心を育むことです。

認定を受けることができる地域クラブは、ガイドラインに沿った活動時間や安全管理、指導体制などの基準を満たす団体であり、認定後は、教職員の兼職兼業や大会等への円滑な参加、備品の無償貸与や指導者の研修などの支援を受けることが可能となります。

様々な地域活動が「認定地域クラブ」となり、地域に受け皿が生まれることで、生徒たちが多種多様な活動に参加できる環境が構築され、地域一体でのスポーツ・文化芸術活動の活性化が期待されます。更には、認定クラブ同士の連携強化や指導者の育成を通じて、地域の持続可能な社会基盤づくりにも寄与すると考えております。

令和 8 年度末までは暫定的な認定（みなし認定）も行いながら、活動の質向上に向けて支援を実施するとともに、今後の地域展開のモデルケースを構築していく予定です。本制度がもたらす教育的・社会的効果を最大限に活用するため、今年度はコミスクえひめと協働して地域展開の加速化を図ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

当要綱の制定に関する説明は以上になります。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎佐竹委員

令和10年度までに土日の部活動を地域クラブに移行させるということであったと思いますが、先行して取り組みが始まり、認定が必要となるのでしょうか。

○学校教育課長

みなし認定という形で認定していきます。

◎佐竹委員

コミュニティコーチへの謝礼金の支払いも始まるのでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりです。

◎中島委員

様式第1号別紙には、保険料などの受益者負担という欄があり、地域クラブ側が参加者を補償するための保険に入っているかどうか認定要件に入っているかと思いますが、様式第2号⑤では、「参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること」とあります。団体が保険に入るのか、それとも個人が保険に入るのか、どちらになるのでしょうか。

○学校教育課長

保険については、スポーツ安全保険に指導者も参加者も全員加入することになっていますので、その旨を記載しているものです。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

続いて、説明及び報告事項「(6) 宇和島市認定地域クラブにおけるコミュニティコーチの配置に関する要綱」について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

資料99ページをご覧ください。

「宇和島市認定地域クラブ活動におけるコミュニティコーチの配置に関する要綱」についてご説明いたします。

宇和島市における部活動の地域展開の促進は、地域と学校が連携し、子どもたちの健全な成長を支える新しい形を目指す取り組みです。この要綱では、「平日は学校部活動、休日は地域クラブ活動」を基本方針とし、休日には地域認定クラブで活動を行う生徒たちをコミュニティコーチ、いわゆるCCと呼ばれる有償ボランティアの指導者が指導します。コミュニティコーチには、指導経験や資格等をもつ地域の方が登録して活動を行うため、安心かつ質の高い指導環境が整備されます。

この制度の目的は、部活動顧問の休日の負担軽減とともに、地域全体で子どもたちの文化・スポーツ活動を支える仕組みを構築することであり、「地域の子どもは地域で育てる」という理念を具現化するものです。加えて、地域住民が参画すること

でコミュニティの活力を高め、地域全体の教育力向上が期待されます。

この、コミュニティコーチの仕組みの運用を、今年度は、コミスクえひめとの協働により実施し、今後の展開の可能性や実用性、費用対効果、課題などを検証してまいりたいと考えております。

地域クラブ活動への展開は、生徒たちにとっても、新たな選択肢となり、学校部活動と地域活動の相乗効果をもたらすと考えます。この制度は持続可能な形で地域に根差す教育モデルとして、宇和島市の未来を支える土台となることが期待されます。

当要綱の制定に関する説明は以上になります。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎佐竹委員

先ほどの説明でもあったように地域クラブの認定を認めるのは教育委員会になると思いますが、CCを認めるのも教育委員会ということでしょうか。

○学校教育課長

CCについても教育委員会が認めることとなります。

◎佐竹委員

CCに適していない人材がいたとしたら教育委員会が指導するのでしょうか。

○学校教育課長

この要綱の趣旨に外れている場合は、CCの認定を取消す場合もございます。

◎佐竹委員

保護者から指導者を解任してほしいという声があった場合はどうしますか。

○学校教育課長

その場合は、一方的に保護者の要求を受け入れるというわけではなく、そのときの状況を踏まえ、この要綱に照らして判断をしていきます。

◎田中委員

今回のこの要綱では、CCの活動は土日、休日となっておりますが、令和13年度末までには平日の部活動も地域クラブへ完全移行を目指す中で、CCも平日に活動することとなる場合は、この要綱を改正するのでしょうか。

○学校教育課長

完全移行した場合は、CCそのものがなくなります。要綱の取扱いについては検討します。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

続いて、説明及び報告事項「(7) 宇和島市スポーツ施設使用料の減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱」について、事務局、説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

資料 108 ページをご覧ください。

「宇和島市スポーツ施設使用料の減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱」についてご説明いたします。

昨年度、令和 8 年 4 月 1 日施行として学校の統廃合及び施設の除却、所管替え等を理由に「宇和島市総合体育館等設置条例及び宇和島市夜間体育照明施設使用条例」を改正しております。今回はこの改正に合わせ、減免に関する取扱い要綱の一部を改正するものです。

第 2 条 (2) では、旧宇和海中学校グラウンド照明施設、旧石応小学校グラウンド照明施設を削除し、旧三浦小学校グラウンド照明施設を追加いたしました。

同条 (5) では、宇和島市宇和海地区体育館と宇和島市石応地区体育館、宇和島市津島町浦知地区体育館を削除し、宇和島市三浦地区体育館、宇和島市蔭淵地区体育館を追加いたしました。

別表につきましても、同様の改正をしております。

報告は以上となります。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

(5) その他

◎教育長

今月は、事務局からお伝えする「その他」はございません。

委員の皆様から何かございますか。

◎佐竹委員

学校ではデジタル化が推奨されていますが、今後、宇和島市も教科書がデジタル教科書となる可能性はあるのでしょうか。

○学校教育課長

完全にデジタル化というところまでは考えておりませんが、今後の文部科学省の指導等によるかと思えます。学校教育課としては紙の教科書で学習することも大切だと考えております。

◎中島委員

学習用タブレットが今年の 4 月から Chromebook に変わりましたが、小中学校から何か困ったことなどの報告はありませんか。

○学校教育課長

iPad から 500g ほど重くなったので、児童から重くなったという声が届いています。

◎教育長

お子さんはいかがですか。

◎中島委員

今のところ便利に活用していますが、ペンが高価なものなので、破損しないように学校で管理の方法など考えられているのかなと思います。

○学校教育課長

これから活用が進むにつれて、良い点、悪い点の意見が学校教育課に寄せられると思いますので、その意見をもとに対策を検討してまいります。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

ご意見等はないようですので、次回定例会の日程を調整します。

次回の定例会の日程ですが、5月28日（木）を予定しています。

(6) 閉会宣言（午後4時40分）

◎教育長

それでは以上もちまして、4月定例の教育委員会会議を閉会いたします。